

## 【表紙】

|                     |                                  |
|---------------------|----------------------------------|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書の訂正届出書                    |
| 【提出先】               | 中国財務局長                           |
| 【提出日】               | 平成27年4月24日                       |
| 【会社名】               | 株式会社石井表記                         |
| 【英訳名】               | ISHII HYOKI CO.,LTD.             |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役会長兼社長 石井 峯夫                 |
| 【本店の所在の場所】          | 広島県福山市神辺町旭丘5番地                   |
| 【電話番号】              | 084(960)1247(代表)                 |
| 【事務連絡者氏名】           | 経理部長 松井 忠則                       |
| 【最寄りの連絡場所】          | 広島県福山市神辺町旭丘5番地                   |
| 【電話番号】              | 084(960)1247(代表)                 |
| 【事務連絡者氏名】           | 経理部長 松井 忠則                       |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式                               |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当 164,999,560円         |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。                      |
| 【縦覧に供する場所】          | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社連結子会社であるJapan Philippines Nameplates, Inc.（以下、「JPN」という）の月次損益報告において平成26年7月に交際費の異常値を認識し、JPNの管掌取締役であった元常務取締役および元JPN社長に説明を受けたものの、その回答に疑念を持ち、平成26年12月25日に内部調査委員会を設置し、当該海外子会社における経費、資産、給与処理の調査および主要取引先との取引状況の確認を行うことといたしました。

内部調査委員会は現地調査を実施し、その結果、元常務取締役および元JPN社長において不正の疑義が認められ、平成27年3月16日、当社は内部調査委員会より調査結果を記載した内部調査報告書を受領いたしました。

内部調査委員会の内部調査報告書を受け、当社の元常務取締役が関与したことによる重要性に鑑み、平成26年1月期の有価証券報告書および平成27年1月期第2四半期の四半期報告書について訂正報告書を中国財務局長に提出いたしました。

当該訂正報告書の提出に伴い、平成26年10月22日に提出いたしました有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第四部 組込情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|         |                       |                                |                          |
|---------|-----------------------|--------------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度<br>(第41期)        | 自 平成25年 2月 1日<br>至 平成26年 1月31日 | 平成26年 4月28日<br>中国財務局長に提出 |
| 四半期報告書  | 事業年度<br>(第42期第 2 四半期) | 自 平成26年 5月 1日<br>至 平成26年 7月31日 | 平成26年 9月12日<br>中国財務局長に提出 |

（省略）

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|                   |                       |                                |                          |
|-------------------|-----------------------|--------------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書           | 事業年度<br>(第41期)        | 自 平成25年 2月 1日<br>至 平成26年 1月31日 | 平成26年 4月28日<br>中国財務局長に提出 |
| 有価証券報告書<br>の訂正報告書 | 事業年度<br>(第41期)        | 自 平成25年 2月 1日<br>至 平成26年 1月31日 | 平成27年 4月24日<br>中国財務局長に提出 |
| 四半期報告書            | 事業年度<br>(第42期第 2 四半期) | 自 平成26年 5月 1日<br>至 平成26年 7月31日 | 平成26年 9月12日<br>中国財務局長に提出 |
| 四半期報告書の<br>訂正報告書  | 事業年度<br>(第42期第 2 四半期) | 自 平成26年 5月 1日<br>至 平成26年 7月31日 | 平成27年 4月24日<br>中国財務局長に提出 |

（省略）

独立監査人の監査報告書

平成27年4月23日

株式会社石井表記

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

|                    |       |      |   |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 松嶋 敦 | 印 |
|--------------------|-------|------|---|

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 宮本 芳樹 | 印 |
|--------------------|-------|-------|---|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社石井表記の平成25年2月1日から平成26年1月31日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

**連結財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社石井表記及び連結子会社の平成26年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度末において債務超過は解消したものの、当連結会計年度においても営業損失18,938千円、経常損失91,683千円、当期純損失100,366千円を計上していることから、依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。返済条件の緩和に関する取引金融機関との同意内容は、経営改善計画の推進状況及び取引金融機関との協議の結果見直しの可能性があり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して平成26年4月25日に監査報告書を提出した。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年4月23日

株式会社石井表記

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

|                    |       |      |   |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 松嶋 敦 | 印 |
|--------------------|-------|------|---|

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 家元 清文 | 印 |
|--------------------|-------|-------|---|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社石井表記の平成26年2月1日から平成27年1月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年5月1日から平成26年7月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年2月1日から平成26年7月31日まで）に係る訂正後の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社石井表記及び連結子会社の平成26年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当第2四半期連結累計期間において、営業利益544,255千円、経常利益494,675千円、四半期純利益581,362千円を計上し、また、取引金融機関と協議中であった新たな経営改善計画についても基本的な同意を得ている。しかしながら、取引金融機関から返済条件の緩和（支払余力に応じたプロラタ返済、当第2四半期連結累計期間末残高は借入金等6,736,736千円）を受けている状況に変わりはないことから、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。返済条件の緩和に関する取引金融機関との同意内容は、経営改善計画の達成状況によって見直される可能性があり、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

## その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は四半期連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の四半期連結財務諸表に対して平成26年9月10日に四半期レビュー報告書を提出した。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。